

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

NGK 株式会社

エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社

2026年4月1日

名古屋市瑞穂区須田町2番56号
NGK株式会社
代表取締役社長 小林 茂

愛知県小牧市大字下末字五反田434番地の3
エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社
代表取締役社長 杉浦 由佳

吸収分割に関する事後開示書面

エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により、本吸収分割（以下に定義されます。）の効力発生を停止条件として2026年4月1日をもって消滅したNGKエレクトロデバイス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）とNGK株式会社（2026年4月1日付で日本碍子株式会社から商号の変更を実施。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026年1月29日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の営業機能にかかる事業に関する権利義務を吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。
- (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
本吸収分割は、会社法第784条第1項において定められる略式吸収分割であり、かつ、吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全子会社であることから、会社法第785条第2項第2号括弧書の規定により、反対株主が存在せず、該当事項はありません。
- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに吸収分割会社の定款第 5 条の規定に従い、2026 年 2 月 25 日付の官報及び同日付の山口新聞により、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に従い、2026 年 2 月 5 日付の電子公告にて、株主に対して本吸収分割をする旨並びに吸収分割会社の商号及び住所の公告を行いました。なお、本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、吸収分割会社の株主には株式買取請求権はなく、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに吸収分割承継会社の定款第 5 条の規定に従い、2026 年 2 月 25 日付の官報及び同月 5 日付の電子公告により、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約に従い、吸収分割会社の営業機能にかかる事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 1 日に会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

吸収分割会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日に、本吸収分割の効力発生を停止条件として、吸収分割会社を吸収合併消滅会社、エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。

以上